

令和3年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年1月26日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 0名
5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程
 - (1) 出席確認
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 議 事
 - ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ② 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑥ その他

(4) その他

7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第1回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号3番 高田 英委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1～3号 3件)

議 長

続きまして、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号からですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員より説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは議案1号について説明をさせていただきます。

場所は庄内町阿蘇野の上重という集落です。渡人は一人暮らしをしておりましたが、1年ぐらい前に子供さんのいる北海道の方へ引っ越したということがあります。そのあと家は空き家だったのですが、この度受人が家を購入し北九州市から越してくるということになったのですが、その時に家のすぐ右隣りにこの畑がありました。家の敷地内にあるような畑でありまして別に問題ないと思いますので、審議よろしくお祈りします。

議 長

議案1号につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案1号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、この案件は私が(7番 縣 次男委員) 農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席しますので、副会長の坂本委員に議事進行をお願い致します。

(2番 縣 次男委員 退室)

副 会 長

議案2号については、縣会長が農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議案2号ですが、議席番号2番 竹内 正敏委員より説明の方お願い致します。

2番 竹内 正敏 委員

はい、説明をいたします。

これは、先月この総会でお話しした通り、3人姉妹が相続していた農地について長女と三女の分は先月審議いただきましたが、次女の分が残っていたということです。縣会長が愛媛の宇和島まで出向いて次女の方と直接お話をして話がまとまったということでもあります。

ここは子供さんが3姉妹だったので地元には誰もいなくて、家も火災で焼失してしまっているのも誰も管理できなくて、縣会長の家の裏の方なのでお願いしたという経緯です。よろしく申し上げます。

副 議 長

議案2号について、質疑がありましたらお願いします。

(ありません。)

それでは、この2号の案件 承認されます委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、縣会長入ってください。

(2番 縣 次男委員 入室)

副 議 長

議案2号につきましては承認されましたので、報告致します。

2番 縣 次男 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案3号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは議案3号について説明します。

渡人は今まで大分の方から通って野菜とかを植えていたんですけど、もうとても手が行き届かないということで、たまたま受人がすぐそばに家があり野菜とかもいろいろ作っているので受人が後を受けて耕作するというごさいます。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案3号につきまして、質問があればお願い致します。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第4号～6号 3件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案4号について、議席番号6番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

議案4号についてですが、場所は皆さんご存知かと思いますが申請者はガソリンスタンドを経営しております。

始末書にもありますように、本人が農地法についてよく知らなかったということで申請しないまま車庫と倉庫にしてしまったということでもあります。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案4号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める

委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案5号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんより説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

議案5号ですが、これについては議案8号と関連がありますが、申請者の子どもさんが家を建てたのですがその進入路にするために農地の一部分を進入路にしてしまっていたということです。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案5号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議 長

続きまして議案6号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(3番 高田 英 委員 退席)

議案6号については私(議席番号7番 縣 次男委員)より説明をします。

面積は小さなところなのですが、資材置場にしたいというようなことでございます。登記漏れだったのかなにかというようにところで、何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

それでは、この議案6号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

高田委員さん、お入りください。

(3番 高田 英 委員 入室)

高田委員さんに報告します。全員一致で承認となりました。

3番 高田 英 委員
ありがとうございました。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第7号～8号 2件)

議 長
続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは議案7号について、議席番号4番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員
それでは説明します。
場所は挾間町田代、受人は地元の農業法人です。
現在法人の農業用倉庫があるんですが手狭になったということでここに倉庫を建てたいという申請です。
倉庫そのものは大きくないんですが、審議のほどよろしくお願いします。

議 長
それでは、この議案7号について、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員
19ページの配置図を見るとこの土地の面積に対して倉庫が小さい気がするのですが、倉庫前の砂利敷きの部分は駐車場でしょうか？

4番 大野 重利 委員
そこにも農機具を置くそうです。

3番 高田 英 委員
農機具置場？

4番 大野 重利 委員
はい。倉庫内にももちろん置くそうなのですが、古くなった農機とか車を置くということ聞いております。

3番 高田 英 委員
わかりました。

議 長

ほかに質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案8号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんより説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

それでは説明します。

議案8号は先ほど出た案件の絡みでございますが、受人は渡人の子どもだと聞いております。それで、始末書も付いておりますし、もろもろの条件も整っておりますので問題はないと思います。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案8号につきまして、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

24ページの字図を見ると申請地の隣が渡人の所有で宅地となっておりますが、そこに現在家があるのでしょうか？それで今回建てる家とどういう絡みになるのか教えてください。

事 務 局

今おっしゃられた宅地には現在家が建ってまして、渡人の子どもさんが住んでいます。今回申請で建てるのが娘さんで、その方の兄弟が先に家を建てて住んでいると聞いています。なので、お父さんである渡人が子供さんの家の建設に土地を提供しているということです。

3番 高田 英 委員
わかりました。

議 長

ほかにご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案8号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第9号～11号 3件)

議 長
続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは議案9号について、議席番号4番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員
それでは説明します。
場所は挾間町高崎、受人は地元の建設会社です。この土地を資材置場にしたいとのこと
です。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長
それでは、この議案9号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案10号について、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんより説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員
説明をします。
議案10号は建売住宅用地ということで、場所は挾間町の白頭山の道を挟んだ上のところで資料の33ページにあります。旧道沿いにある土地で周りの方は別の宅地なのですがその中に三角地みたいな形で渡人の土地が残っていたということであります。それで、周りの宅地も含めて建売住宅を建てるとということで申請になっています。
審議よろしくをお願いします。

議 長
それでは、この議案10号について、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

すみません、参考までに教えてください。

今回のように渡人が成年後見人であるパターンはあまりないと思いますが、今後はこういうのが出てくるのかなと思うんですけど、こういった時にどうやってこの人が成年後見人であるか確認するんですか。また、非成年後年人は自分で自署や押印はしないで成年後見人が判をつけているような感じかと思いますが、そういうことでいいんでしょうか？

事 務 局

この申請については、成年後見人の方がハンコをつけて出してきました。名前については印刷されておりますが。

それで、成年後見人かの確認については家庭裁判所の審判の写しとか成年後見人であれば登記もされますのでそういった資料で確認することになると思います。

3番 高田 英 委員

そういう書類を確認しているということですね？

事 務 局

今回については添付がありましたので間違いなく確認しています。

3番 高田 英 委員

わかりました。ありがとうございます。

議 長

ほかにご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案10号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案11号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんより説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは説明します。

場所は庄内町大龍字台という所で、面積は1464㎡の土地です。太陽光発電施設を設置するという事で現地を確認しました。

場所は資料の44ページですが、国道210線のローソンとJAのガソリンスタンドがある交差点の近くです。そこから久住方面へ向かった県道のそばです。

現地はだいぶ前から草が茂っていたと記憶しています。現地を確認しましたら、田の形が4枚になっているのですが、その中にパネルを設置するという事です。雨水の処理はどうするのと聞いたら、浸透式で大丈夫なんだということをしていました。

申請地のすぐ下は谷川で侵食とかが考えられるかなとも思いましたが、そっちはま

あ大丈夫かなと。

こういう太陽光を設置する場合、近隣の方がきちんと草刈りとかをしてくれるかどうかを心配しておりましたのでちゃんとしてくれるかを確認して、なおかつ申請地の右側が水路なので草をちゃんと切らないと水路の管理とか困るよという話もしております。

まあ、ずいぶん前から荒らしておるようなところなので、こういう形で認可しても仕方ないかなと思っております。審議の方よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案11号について、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

すみません、私は湯布院なので場所に詳しくはないのですが、ここら辺は県道の改良がおこなわれているところにはかからないんですかね？

事 務 局

ちょっと離れています。

県道の工事はローソンのところに新たに交差点ができるんですけど、ここはそこよりもっと久住寄りに行ったところですよ。

工事は拡張じゃなくて別路線を作るので、この土地は関係ないです。

3番 高田 英 委員

なんか庄内衛生社の付近を新しい道が通ると聞いたので。

事 務 局

新しい道は庄内衛生社の裏側を通るんです。

申請地は衛生社の表側の道沿いなので。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほかにご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案11号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第12～19号 8件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）8件あります。事務局

より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

では議案12号から15号までは継続の案件ですので一括して審議します。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案12号から15号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案16号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

（3番 高田 英委員より挙手有り。）

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

貸し付け人が法人ですが農地所有適格法人ではないんですか？そこが貸し付けとかなできるんですか？

事務局

この法人は農地所有適格法人です。それで所有権移転するんですけども、他の農地も所有しておりまして経営は縮小するけれども要件は成り立つということで認められています。

3番 高田 英 委員

要件は成り立つんですね。わかりました。

議長

他にご質問はないでしょうか？

（5番 江藤 国子 委員より挙手有り。）

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

借り人なんですけど、新規就農者っぽいのにいきなり20年間も借りて大丈夫なんですか？

事務局

内容はちょっと詳しくないんですが、借り人は農政課の方と相談を繰り返しておりまして、若いしやる気はあるようでありますのでよろしくをお願いします。

5番 江藤 国子 委員

なんか最近こういうのがよく出てくるような気がするんですけど。

先月も年間60万ぐらいで全然よその人が借りる話があったかと思うんですけど、ちゃんとその人が農業続けられるかっていう担保みたいなものも取らないで貸し付けを推進する方針になっているんですかね。

事務局

これについては使用貸借となっておりますが、2筆の内の片方にはハウスが建っております。そのハウスについては賃借契約をするという話を聞いておりました。また政策金融公庫からも資金を借りるということらしく、金融機関なのでそういう信用はあってお金を貸すということになっていると思いますので、そこらへんは大丈夫なのかなと思います。

(農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員より挙手有り。)

竹林委員さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員

推進委員の竹林です。

こちらの方の利用権の設定の時に立ち会って話を聞いたんですけど、この方は九重町の農業法人で農場長をされていた方でそこから新規で独立して今回この農地を借りるということで話を聞いています。

確かに経営とかそういう話だとどうなのかなと思って私も聞いたのですが、一応販路は確保しているということと、過去に農業法人で農場長をしていたということなので、一応合格ラインなのかなと。

その先の経営に関しては何とも言えないので、できたら農政課の方々が温かく見守ってあげた方がいいのかなという気はします。

むしろ貸し付け人の方がぼろぼろのハウスをずっと放置しっぱなしだったので、こちらの方が私は問題かなと思いました。

議長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案16号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案17号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案17号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案18号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案18号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案19号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

借受人が大阪の法人になっているんですが、そこら辺について詳しく教えてください。

事 務 局

借受人については湯布院で旅館を経営している会社でして、その旅館で使う野菜を地元で生産して湯布院ブランドみたいな感じでお客さんに出したいということらしく湯布院で農地を探していて、何回か相談にいられていました。

それで、先月も1件同じ借受人で出て、それと今月の1件ということで2か所の農地を借りて野菜を作るということで話を聞いております。

経営はどういうふうにするんですかと聞いたら、こちらの方の人を雇って耕作してもらうということで。ただ農業法人の設立とまではいかなく、作業員を雇って管理してもらうというような感じで経営していくという話を聞いています。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(農地利用最適化推進委員 秋吉 一郎 委員より挙手有り。)

秋吉委員さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 秋吉 一郎 委員

ここの案件で、利用目的が野菜作付けで利用料が20万円とありますが、面積が2反ちょっとで20万というのはすごいなと思うんですけど、それだけの野菜があるんですか。どういう野菜を作るか聞いていますか？

事 務 局

品目については聞いていないんですが、ここの会社の案件は先月も出てまして3反か4反ぐらいで年間60万円という契約で出てました。なので、大阪の企業さんなので相場がわからないということなのか、それとももしかしたら節税的な意味合いも含んでいるのかという所かなとは思っていますが。

借り賃としては一般的な基準からは外れているんですが、額はお互いの合意の下で決まることなので、一応この額で行くということで聞いております。

農地利用最適化推進委員 秋吉 一郎 委員

わかりました。

議

長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案19号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。